

ワールドコーポレート・ハイブリッド証券ファンド1712 (限定追加型)

【愛称】プレミアム・カンパニー1712
追加型投信 / 内外 / その他資産(ハイブリッド証券)

商品分類			属性区分				
単 位 型 ・ 追 加 型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象 資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	その他資産 (ハイブリッド証券)	その他資産 (投資信託証券 (ハイブリッド証券))	年2回	グローバル (含、日本)	ファミリー・ ファンド	あり

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「ワールドコーポレート・ハイブリッド証券ファンド1712(限定追加型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年10月30日に関東財務局長に提出しており、平成29年11月15日にその効力が生じております。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する投資信託説明書(請求目論見書)は委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードできます。
本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しています。また、投資信託説明書(請求目論見書)については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

＜委託会社＞ [ファンドの運用の指図を行う者]

新生インベストメント・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第340号
設立年月日:2001年12月17日
資本金:495百万円(2017年8月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:2,101億円
(2017年8月末現在)

照会先

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com/>
電話番号 03-6880-6448(投資信託部)
(受付時間:営業日の9時~17時)

 新生インベストメント・マネジメント

＜受託会社＞ [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社りそな銀行

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

安定したインカム収入の獲得と信託財産の着実な成長をめざして運用を行うことを基本とします。

ファンドの特色

1. 世界の企業が発行する期限付劣後債、永久劣後債、優先証券（以下「ハイブリッド証券」といいます。）等に投資を行います。
 - 当ファンドは、コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主として世界の企業（金融機関を含みます。）が発行するハイブリッド証券等に投資を行います。
 - マザーファンドにおいて投資するハイブリッド証券については、原則として、当ファンドの信託期間内にハイブリッド証券の満期償還または繰上償還が見込まれる銘柄を中心に投資します。
 - ・当ファンドの償還日以降にハイブリッド証券の償還が見込まれる銘柄にも投資を行うことがあります。また、保有するハイブリッド証券については、満期償還や繰上償還を待たずに売却する場合もあり、売却価格が投資価格を下回った際は、売却差損が発生します。
 - ・当ファンドの償還日以前に組入れたハイブリッド証券が償還された場合、その償還金をもって、他のハイブリッド証券もしくは公社債に投資を行うことがあります。
 - マザーファンドが投資対象とする銘柄は、取得時において、主として投資適格以上のハイブリッド証券等とします。なお、利回りや流動性を加味し、投資適格未満のハイブリッド証券等に投資を行うことがあります。

<ハイブリッド証券とは>

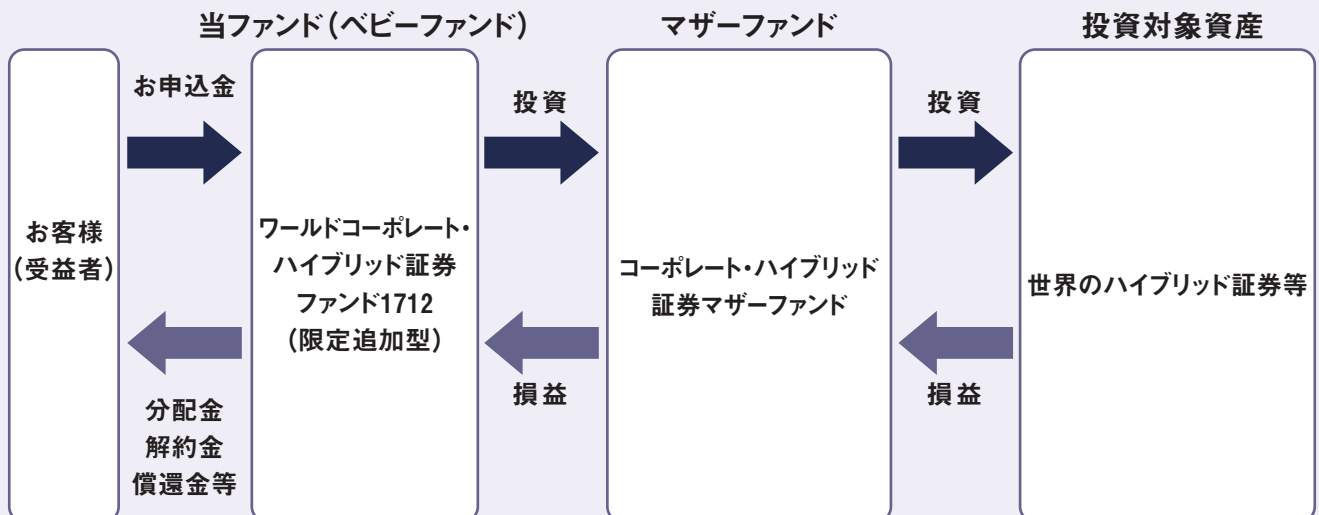
ハイブリッド証券は、金融機関が自己資本の維持・増強を目的として発行したり、または企業が一つの資金調達手段として発行したりする債券と株式の中間的な性格を持つ有価証券です。

ハイブリッド証券には、一般的に繰上償還条項が付与されており、予め定められた日に発行体が繰上償還を行う権利を行使することができ、この権利行使日を「コール日」といいます。なお、市場環境等によっては発行体が権利行使せず繰上償還されない場合もあります。

投資リスクに関しては、4ページをご確認ください。

||| ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ハイブリッド証券等への投資は、マザーファンドを通じて行います。原則として、マザーファンドの組入比率を高位に保ちます。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

2. 信託期間は約5年2ヵ月です。
 - 当ファンドの信託期間は、平成29年12月14日から平成35年2月9日までです。
3. マザーファンドにおいて、原則として、外貨建て資産の通貨に対し対円での為替ヘッジ取引を行い、為替リスクの低減を図ります。
 - 円と外貨建て資産の通貨との短期金利差が拡大すれば、ヘッジコストまたはヘッジプレミアムが大きくなり、基準価額の変動要因となります。詳しくは次ページをご参照ください。
4. マザーファンドの運用は、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク(以下「コーヘン&スティアーズ」といいます。)が行います。
 - 実質的な運用を行うコーヘン&スティアーズは、業界でも数少ないハイブリッド証券に特化した最大規模の運用チームを有しています。
 - コーヘン&スティアーズは、1986年に米国で設立されたグローバルに展開する運用会社であり、2017年9月末日現在の運用資産総額は約615億米ドル(約6.8兆円)となっています。

(注)2017年9月末日現在の三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.73円)によります。

|||| 主な投資制限

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・実質組入外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ・一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとします。

|||| 分配について

原則として、年2回、毎年4月および10月の各16日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して委託会社が決定します。

分配金はあらかじめ一定の額をお約束するものではなく、分配金は増減したり支払われない場合もあります。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
			分配金						分配金		

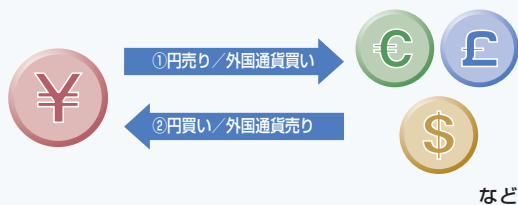
※上記のイメージは、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

為替ヘッジ取引について

為替ヘッジ取引のイメージ図



「為替ヘッジ取引」とは、通貨の先渡取引*等を利用し、あらかじめ将来の為替レートを予約しておくことにより、為替変動リスクを低減することです。

*先渡取引とは、将来のある時点を受渡日として、あらかじめ決定した価格ないしレートで行う取引です。

- 当ファンドでは、為替変動リスクを低減するため為替ヘッジ取引を行います。
- 円と外貨建て資産の通貨で為替ヘッジ取引を行う場合、一般的に円の短期金利が外貨建て資産の通貨の短期金利よりも低い場合にはヘッジコスト(金利差相当分の費用)が生じ、外貨建て資産の通貨の短期金利が円の短期金利よりも低い場合には、ヘッジプレミアム(金利差相当分の収益)が生じます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

基準価額の変動要因

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

|||| 主な変動要因

■ハイブリッド証券の投資リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的にハイブリッド証券に投資します。ハイブリッド証券は、市場金利や発行体の信用度の変動により価格が変動します。ハイブリッド証券は、普通社債と比べて一般的に低い信用格付が付与されているため、価格変動の度合いが大きくなる可能性があります。また、市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合があるため、価格の変動性が大きくなる傾向があります。なお、ハイブリッド証券固有のリスクとして、以下があげられます。また、実質的に組入れたハイブリッド証券の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

●劣後リスク(法的弁済順位が劣後するリスク)

ハイブリッド証券の法的弁済順位は、株式に優先し、普通社債に劣後します。したがって、発行体が倒産等となった場合、他の優先する債権が全額支払われない限りハイブリッド証券は元利金の支払いを受けることができません。

●繰上償還リスク

ハイブリッド証券には、繰上償還条項が付与されていますが、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっているため、長期間償還されない可能性があります。また、繰上償還日に償還されることを前提に取引されている証券は、予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合には、当該証券の価格が下落することがあります。また、組入銘柄が当ファンドの償還日以前に繰上償還され再投資される場合、市況環境によっては、再投資後の利回りが低くなる可能性があります。

●利払繰延リスク

ハイブリッド証券には、利息、配当の支払繰延条項が付与されているものがあり、利息または配当の支払いが繰延べまたは停止される可能性があります。

●発行企業の業種に関する留意点

ファンドが投資対象とするハイブリッド証券は、特定の業種や企業によって発行される場合が多いため、当該業種固有の要因による影響を受け、幅広い業種に分散投資するファンドと比較して基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

●制度変更等に関する留意点

税制の変更等、ハイブリッド証券市場にとって不利益な制度変更等があった場合は、市場規模が著しく縮小し、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

■債券の価格変動リスク(金利変動リスク)

当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に公社債等に投資します。公社債の価格は、一般的に金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します。また発行体が財政難や経営不安となった場合などは債券価格が大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

投資リスク

■為替変動リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に外貨建て資産に投資します。投資した資産自体の価格変動のほか、当該外貨建て資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、政治情勢、為替市場の動向やその他の要因により大きく変動することがあります。なお、当ファンドは、マザーファンドにおいて、外貨売り円買いの為替ヘッジ取引を行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクの全てを排除するものではなく、円と外貨建て資産の通貨による為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジ取引を行うにあたり、円金利が外貨建て資産の通貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

■カントリーリスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済情勢、投資規制・通貨規制、税制等の変化により、資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

■信用リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に組入れた有価証券や金融商品および各種派生商品に債務不履行が発生、あるいは懸念される場合には、当該有価証券や金融商品および各種派生商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなる可能性があります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- ・投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金移動等に伴う売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

委託会社のリスク管理体制

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会の下で一元的に管理する体制となっております。管理部、運用部等から報告されるモニタリング結果等がリスク管理委員会に集約され、その管理状況について確認が行われます。また、管理方法等に改善の必要が認められた場合には、リスク管理委員会は関係部に必要な措置を行うよう指示します。

法務コンプライアンス部は、運用に関連する社内規程、関連する法令諸規則等の遵守状況についてモニタリングを行い、コンプライアンス委員会に報告します。重大な事案については、コンプライアンス委員会で審議され、必要に応じて決定した改善策について関係部に指示を行い、社内管理体制の充実・強化を図っています。

※上記体制は2017年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの主なリスクおよび留意点は上記のとおりですが、ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは上記に限定されるものではありません。

投資リスク

(参考情報)

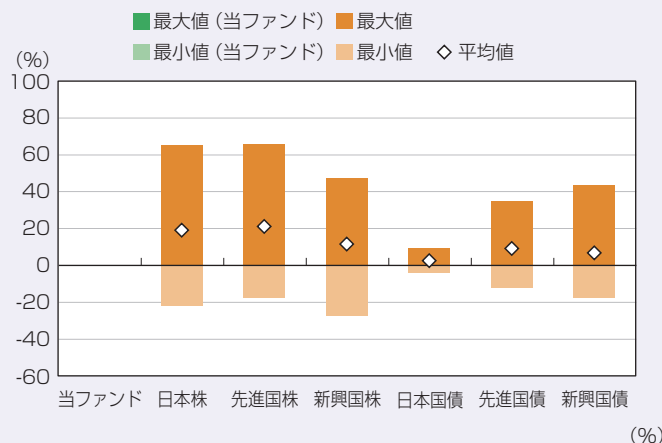
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラス^(※)との騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2012年9月末～2017年8月末



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	-	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	-	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	-	19.0	21.0	11.4	2.5	9.2	6.7

- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *2012年9月から2017年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。
- *決算日に対応した数値とは異なります。

(※)各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
- 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

当ファンドは、平成29年12月14日より運用を開始する予定ですので、有価証券届出書提出日(平成29年10月30日)現在、ファンドの運用実績はありません。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示する場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円とします。 継続申込期間：申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して、8営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	当初申込期間：販売会社が定める時間 継続申込期間：原則として、営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	当初申込期間：平成29年11月15日から平成29年12月13日まで 継続申込期間：平成29年12月14日から平成30年2月9日まで
換金制限	大口の換金には制限を行う場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	平成35年2月9日までとします。(平成29年12月14日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認(書面決議)し、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の口数が10億口を下回るようになった場合 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則として、毎年4月および10月の各16日(休業日の場合は翌営業日)とします。 (初回の決算日は、平成30年4月16日)
収益分配	年2回の決算時に、原則として収益の分配を行います。 ※分配金を受け取る「一般コース」のみのお取扱いとなります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	1,000億円を上限とします。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年4月および10月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金のお申込みはできません。 <ul style="list-style-type: none"> ● ニューヨークの銀行休業日 ● ニューヨーク証券取引所の休業日 ● ロンドンの銀行休業日

手続・手数料等

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 2.16% (税抜2.0%) を上限として、販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。	当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用・年率 (信託報酬) (括弧内数字は税抜)	1.35% (1.25%)	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 日々のファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。
(委託会社)	0.6696% (0.62%)	委託した資金の運用の対価です。
(販売会社)	0.6480% (0.60%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。
(受託会社)	0.0324% (0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
運用の委託先の報酬	コーヘン&ステアーズが受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎計算期末ならびに信託終了のときに支払われるものとし、その報酬額は計算期間を通じて日々、マザーファンドの信託財産の純資産総額に年率0.42%を乗じて得た額とします。	
その他の費用・手数料	ファンドは以下の費用・手数料についても負担します。 ・監査に係る手数料等 ^{※1} ・法定書類の作成費用、法律・税務顧問への報酬など、信託事務の処理に要する諸費用等 ^{※2} ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建て資産の保管等に要する費用、マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額等 ※1 年額62万円および消費税が日々計上され、毎計算期末または信託終了の時に支払われます。 ※2 ファンドの純資産総額の年率0.10% (税込)を上限に日々計上され、毎計算期末または信託終了の時に支払われます。	
※「その他の費用・手数料」につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。		

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

手続・手数料等

税金

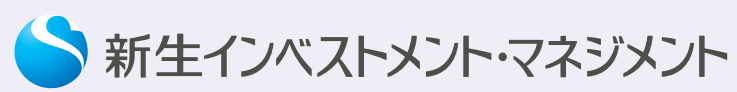
- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は有価証券届出書提出日(平成29年10月30日)現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



新生インベストメント・マネジメント